第二回館山市議会定例会会議録（第二号）

一、昭和五十五年六月三十日（月曜日）午前十時

一、館山市役所議場

一、出席議員　二十五名

一番	神田守隆	二番	石井謀
三番	網島憲治	四番	横溝功
五番	福原勤	七番	古賀礼四郎
八番	石井昌治	九番	松下正己
一一番	林豊	一二番	栗原一雄
一三番	近藤好雄	一五番	伊藤幸太郎
一六番	押元稔	一八番	流山源次郎
一九番	石井輝久	二〇番	石井武敏
二一番	吉田勇治郎	二二番	藤田益治
二四番	和田一郎	二五番	五十嵐昇
二六番	伊賀多朗	二七番	石井正
二八番	安澤徳順	二九番	安西益男
三〇番	山口康		

一、欠席議員　四名

一〇番	宍戸寿夫	一四番	渡辺昭夫
一七番	黒川平治	二三番	菊井敏博

一、出席説明員

第一号から選挙管理委員会委員長、選挙管理委員会事務局書記長監査委員、監査事務局長、農業委員会会長、農業委員会事務局長を除く

一、出席事務局職員

第一号に同じ

一、議事日程（第二号）

昭和五十五年六月三十日午前十時開議

日程第一　行政一般通告質問

開　議　午前十時十三分開議

○議長（石井　正君）　本日の出席議員数二十三名、これより第二回市議会定例会第二日の会議を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手もとに配付の日程表により行います。

行政一般通告質問

○議長（石井　正君）　日程第一、通告による行政一般質問を行います。

締め切り日の六月二十五日正午までに提出のありました議員、要旨及びその順序はお手もとに配付のとおりであります。

これより順次質問を行います。

この際、申し上げます。通告質問者は以上のとおりであり、他に関連質問等の発言もあろうかと思いますが、本日は通告者のみといたします。

発言の方法は、最初の発言を二十分以内とし、執行当局の答弁は時間外、再質問は答弁を含めて三十分以内といたします。

これより順次発言を願います。

一九番議員石井輝久君。

（一九番議員石井輝久君登壇）　（拍手）

○一九番（石井　輝久君）　今次定例会に提案されました議案の審

議に先き立ち、私は当面している市政の諸問題について次の七点にわたって質問しようとするものでありますが、質問に入る前に定例会の開会日の二十七日当議場で三十年勤続の先輩山口　康議員さん、また二十五年勤続の吉田勇治郎議員さんの表彰状伝達式が行われましたことに祝意と敬意を表しますとともに、今後の御健勝を衷心よりお祈り申し上げます。

さて、質問の第一点でありますが、館山市の駅前再開発についてであります。

私は、過去に当議場で何回となく発言をしておりますが、商店街個々の努力によって創意工夫し、それぞれ近代化を企てておられることは承知しており、今後もなおおのおのその努力を重ねていかれると思います。

しかし、それとは別に館山市全体の都市機能を高めつつ商業経営の近代化を図るという観点に立って発想を転換する必要があるのではなかろうかと考え、そういう意味合いから質問をしたわけであります。

半澤市長は、去る四月一日市の執行部内に都市開発室を設けられましたことを評価し、心から喜ぶものであります。そうしてその実効が具体的な形となって一日も早くあらわれることを千秋の思いで期待するものであります。

発足以来わずかに三カ月弱に過ぎない都市開発室に対し、その実際の効果が目に見えて上ったということを期待する方が無理かとも思いますが、将来の構想というか、方向づけというか、館山市の都市機能をどのように持って行こうとされるのか、六軒町商店街、駅周辺の近代化について大づかみにお考えをお示しいただきたいのであります。

言葉をかえて申しますならば、館山市百年の大計といってもよろしいし、二十一世紀を二十年後に迎えるにあたっての館山市のあるべき姿といってもよかろうと思うのであります。

冒頭に申し上げましたように、山口、吉田両議員はそれぞれ三十年、二十五年の長きにわたって館山市政の一翼を担ってこられたわけでありますが、当議場内の同僚議員各位の中にもあと二十年後の二十一世紀に館山市の議員として在職しておられる方がおられるかもしれません。そうして館山市発展の生き証人となられるかもしれません。

いずれにしても、私は今後の二十年間を歴史的に深い意義を持つものとしてとらえたいと考えて質問することを特に付言して次の質問に移ります。

質問の第二点は、館山の都市再開発とも関連いたしますが、西口の開設についてであります。

新任の国鉄館山駅長さんは佐藤さんという方でありますが、駅の構内の国鉄バスの発着所のベンチが並んでいる後ろのそば屋さんの位置から、現在の跨線橋に並行してもう一本跨線橋をかける方法によって簡易な西口を設けることが可能だと申しておりますが、そういうことを聞いたことがおありかどうか、まず伺います。

次に、そのような簡易な西口をとりあえず開設するよう国鉄当局と折衝する意思はないかどうか、伺います。

十年一日の如く、西口開設の必要性がうたわれてきたし、安房女子高校をはじめ海岸方面の人々や、国鉄を利用して海岸に来る観光客の待望久しい西口がいまだに開設されない主な理由は那辺

にありや、これを明らかにしていただきたい。

また、関連して、駅を利用する通勤、通学者の利便を図るために、朝の快速電車増発を熱望する声が市民の一部にあることを承知しておられるかどうか、あわせて伺っておきます。

第三の質問は、城山の開発についてでありますが、市長は教育委員会の中に博物館準備室を新設され、準備行為に入られて、その熱意のほどをお示しになられましたことは、都市開発室の新設とともに評価し、歓迎するところでありますが、現段階でどの程度具体的に計画が進行しているのか、伺います。

博物館と天守閣を設けようとする将来計画等につきましては、その概略はすでに市の広報によっても市民の前に明らかにされたので承知はしておりますが、用地の折衝等具体的に現段階でどの程度進んでいるのか、御説明を承ります。

次いで、今後の計画を年次を示しておおよそのめどを伺います。

質問の第四点は、平砂浦の観光開発についてであります。あの風光明媚を平砂浦に旅館群を建設することができたら、館山を素通りして白浜に行ってしまう観光客を吸収し得るのではないかという声を市民の一部から聞きますが、市長はこういう声を聞いたことがあるかどうか、まずお伺い申し上げます。

もとより、自然保護法の厳しい規制のもとに平砂浦が置かれていることは十分に承知しており、建ぺい率、高さの規制があってきわめてむずかしい溢路が横たわっておりますことは十分承知しておりますが、しかし緑を残しつつ高度な政治的配慮のもとに、あの地域に林立する旅館群が実現するとするならば、館山市の観光は飛躍的に発展することは火を見るより明らかではなかろうか、こういう期待を寄せる向きもございます。この点についての市長の御所見を承りたいのであります。

以上、四点にわたっての質問は、館山市百年の大計、二十一世紀に向けてのグローバルな展望としてお伺いするものであります。半澤市長の前向きの答弁を期待し、次は身近な問題について質問いたします。

以下の質問は、いずれもその根底をなす基本的な考え方として、私は現実社会ことに館山市の現実の実態として、その中に不平等や不公正、格差が存在することはやむを得ないと考えますが、それなるが故に、政治はそういった不平等をなくし、不公正や格差の解消に努力する本来的な目的を持っているのだと思っております。そういう観点に立てば、おのずから思いやり、いたわりの政治の心が生まれるのではありますまいかというのが私の考え方でありまして、その観点から三点にわたって質問します。

質問事項としては五番目にあたりますが、市内の広瀬、江田、正木の一部等の電話は、依然として三芳局番を回わさなければ通話できないことについて質問します。

この問題につきましては前にも発言したことがありました。これこそ私は不公平であり、不公正であり、はなはだしい格差であると心の底から嘆いているものであります。ひとしく館山市民でありながら、どうして三芳村内の電話局番で通話しなければならないのか、私には全く納得できない。

館山市内で不公平と格差に憤慨していた館山の笠名無番地についても私は発言したことがありました。これは市当局の格別の配慮、国との折衝等の御努力が効果を奏して番地が設定されたこと

に対して、この際謝意を申し上げておきますが、電話の方はいただけません。

前にも発言したことがありましたので二回目です。したがって今回はこれについての市長の御所見を承ると同時に、市民の中でこんな不平等、不公正をしいられている世帯が一体どのぐらいあるのか、具体的にお聞きします。そうして今後このまま放置しておくつもりなのか、お聞かせを願います。もっとも、これは純然たる市政の問題というよりも、電電公社に関連する問題でございますので、ストレートな御答弁を期待できないかもしれません。

さて、こういう言葉があります。「乏しきを憂えず、等しからざるを憂える。」政治の根底をなす一つの考え方として、私はいつも自分の心に言い聞かせている言葉でありますが、市民全部が三芳局番なら何の文句もないはずであります。ひもじくともみんなが等しくパンを分け合うなら文句のあろうはずがない。両手にパンを持ってかじっている者がある反面、それを横目に見て腹をへらしている者があるとしたらどうでございましょうか。このとき、政治は手を差し伸べて一人の人の片手のパンを没収し、腹をへらしている人に分配してあげるということではありますまいか、市政の転換の根底をなす考え方として、このことを申し述べて次の質問に移ります。

六番の質問も過去何回となくしておりますので、実のところもういいじゃないか、これ以上発言したくない心境だというのが本音なのであります。しかし発言しないわけにはいかないんです。

し尿の汲み取り車の臭気を防ぐ問題、これは三月議会でも取り上げた。防臭対策を講じていない。臭気という公害、これは答弁不能のままで、あとで文書で回答して、ちょうだいしたからよろしいが、その後どういう手を打ったという説明も聞かされておりません。私は他の市で防臭対策を講じているではないかと指摘いたしました。市当局はその後どんな対策を講じておられるのか、御説明を承りたい。

実を申しますと、私の自宅は水洗便所ですから関係はございません。電話の問題と同様に今回は質問の趣を変えてみます。一体市内の全世帯の中で水洗便所は何世帯、汲み取りは何世帯か、参考のために伺います。

次に、メーター器の問題、計量器の問題でございます。メーターが必ずしも正確を期し得ない面もあることは承知しておりまして、他市で検討を加えたりしている例も把握しておりますが、少なくとも度数制よりも公平であるということだけは言わざるを得ません。私はそういう観点に立って質問しておるのでありますが、考えてごらんになったら、おわかりになられるでしょう。直径五十センチの便槽の家に三人家族があるとします。直径八十センチの便槽の家に一人家族で住んでいるとします。ちょっとこれは例が極端かもしれませんが、前者は月に二回、後者は三月に一べんの汲み取りそういったことになろうかと思いますが、それで汲み取り一回について幾らと料金を出す。不公平、不公正、はなはだしく格差があると言えないでありましょうか。過去において検討しますという御答弁をいただいております。一体いつまで検討すれば得心がいくのでしょうか、とくとお聞かせをいただきます。

それから、汲み取りの約束の日を少なくも、最近の例でございますが、五日間遅れた例がある。あふれてしまうじゃございませ

んか。こういう事実を承知されておられるのか。朝っぱらからふん尿談義で議員各位また大ぜいの傍聴席の皆さん方に大変申しわけございませんが、御了承をいただいて質問を続行いたします。

さて、最後の質問も不公平、不公正、はなはだしい格差の事例として見過ごすことはできないのであります。

四月から館山市には第三中学校ができ、統合中学校として新発足いたしました。経過には う余曲折があった。そんなことは当然だし、また二中を横目で見ながら三中に通学している生徒の数が相当数に上っている姿も見かける。それは当人と家族がそれを望むならば、それもよろしかろう。

だが、西岬中の生徒だけはある事情があって来年の四月まで二中に統合されるのが一年延期になっております。これは不公平であり、不公正であり、はなはだしい教育行政の上の格差と言わざるを得ません。しかしそれは父兄や地域など関係者の御理解をいただいているとするならば、それもまたよろしかろうというものでございます。

だがしかし、今年四月に西岬中に新入学した女子の生徒に西岬中の制服を買わせたのは一体どういう神経なのか、私にはどうしても理解できません。来年の四月にはその女の子たちは二中の生徒になる女の子なんです。あと二年間二中の二年、三年と進級をしていく女の子は、二中の子と一緒になってそのまま西岬中の制服で過ごせるとでも思っておられるのでしょうか。そう思っているとしたら、思いやり、いたわりの心を失っている大人たちだ。私はこう指摘せざるを得ない。もうつくってしまったことはしようがないと言わざるを得ませんが、納得しかねる。私の神経がおかしいのか、私自身考えながら、御所見をとくと承って質問を終り、御答弁によりまして再質問申し上げます。

（市長半澤良一君登壇）

○市長（半澤良一君）　石井輝久議員の御質問にお答えをいたします。

第一点は、駅前再開発についてでございますが、本年四月より経済部の中に都市開発室を新設いたしまして、駅前再開発、都市計画街路、終末処理場を含め下水道整備等の総合的な都市改造について、その実現方策を検討させているところでございますが、まず本市の二十年後のあるべき姿として、現在同様安房郡市の政治、経済、文化等の中心都市として、また同時に首都圏の観光レクリエーション都市として位置づけられるであろうということを確信をいたしているところであります。

しかも、その間にも東京湾時代到来に向けての東京湾横断道をはじめとする各種の建設プロジェクトの完成により、今後一層都市間競合を余儀なくされると予想されるわけでございます。

本市としては、それに耐えるべき、またそうした変化に的確に対応させた都市機能の更新、強化を図ってまいりたいと考えております。

特に、駅前を中心とする既成市街地については、中核都市の玄関にふさわしい商業街区として施設整備等建築物の総合的な整備を図ってまいります。それには地元住民や関係者の一体となった熱意を基本として、的確な整備手法を選択し、事業化に向けて前進してまいりたいと考えております。

御質問の第二点、館山駅西口開設についての御質問でございま

すが、その第一点の国鉄バス発着所のそば屋さんの位置からもう一本跨線橋をかけることにより簡単な西口を設けるという話について聞いたことがあるかということでございますが、それについては聞いたことはございません。

第二点の簡易な西口開設方法としての跨線橋の問題でございますが、跨線橋一本つくるにいたしましても相当の経費を必要といたすわけでございますので、今後国鉄当局の意向を打診をいたしたいと考えております。

第三点、西口がいまだに開設されない理由は何かということでございましたが、その理由は、西口開設が一部では大変望まれているということは私も承知いたしておりますけれども、しかし必ずしも全市民特に既存商店街の住民とのコンセンサスが得られなかったために実現できなかったというふうに理解をいたしております。

第四点、通勤、通学時の利便を図るために快速列車を増発するというお話でございますが、そういう声があるということについては私伺っておりませんが、そういう声があるとするならば、今後よく検討しながら関係機関に働きかけてまいりたいと思います。

第三点、城山開発についてでありますが、城山公園開発につきましては、先般の全員協議会で御説明申し上げましたとおり、日本公園緑地協会に委託して基本計画を策定をいたしましたが、この案を基本にして本年度より用地取得、五十六年度より施設事業を始める予定でございます。

用地取得につきましては、現在不動産鑑定士に委託して鑑定評価を行っておりますが、これを参考にいたしまして近々地主と話し合いをしてまいりたいと考えております。

また、施設事業の計画については本年度で実施計画をいたしまして、五十六年度に進入路等から着手する予定でございまして、国の補助を受けながら進め、他の施設についてもできるだけ国の補助を受けながら逐次実施を図ってまいる所存でございます。

天守閣につきましては市立博物館の分館あるいは分室として補助金を受けるべく鋭意努力をいたしております。また山ろくに建設予定の市立博物館についても同様補助金を獲得し、建設する考えでございます。

なお現在、里見氏に関する資料をはじめ市内の貴重な資料を調査、収集させているところでございます。

第四点の平砂浦観光開発についてでございますが、平砂浦地域に旅館群を建設し、観光客を誘致することについては、フラワーライン開通の頃からすでに言われておりました。最近も一部から旅館建設の声があることは承っております。これらの地域に旅館あるいは観光客の受け入れ施設を整備、拡大することは、本市観光発展に大きく寄与するものでございまして、推進を図ってまいりたいと考えております。

御質問の当該地域は法律に基づく規制を受けているところでございますので、地域指定の緩和や解除は大変むずかしい問題でございますので、現行法の中で自然と開発との調和を図り地域の発展を期する考えでございます。

質問の第五点、三芳局番の問題でございますが、御質問のとおり、本市地域内の江田、広瀬、菱越、正木、亀ケ原の一部約三百戸が交換局収容範囲の関係から現在三芳局番になっておりまして

地元の方々から同じ市内に住んでいながら不便なので市内局番に変更したいという陳情がございました。

本市といたしましても、日常生活における利便性の格差を是正する意味から、局番変更について電話局にお願いをいたしているところでございます。このことは、電話局といたしましても十分認識されているところでございますが、県内全域にわたる年次計画の中で実施されるということでございますので、今後もさらに要望を重ねまして早期に実現されるよう努力をいたしてまいりたいと考えております。

質問の第六点、し尿汲み取り車の問題でございますが、防臭対策はその後どうなっているかという御質問でございましたが、最近開発されたという脱臭装置を五月から六月にかけ約一カ月間二台の車に取りつけテストをしてみましたところ、非常に効果があると判断をいたしました。これについてはテストの結果がよければ実施する旨、公社理事会の承認をいただいておりますので、とりあえずさらに四台分を購入する手続を進めております。今後逐次整備していきたいと考えております。

浄化槽世帯と汲み取り世帯の数でございますが、浄化槽設置基数三千百二十四基、汲み取り世帯数一万八百九十四世帯でございます。

次に、収集料金の従量制への移行の問題でございますが、基本的に従量制に移行する方針でございます。ただ、従量制になりますと、料金算出の根拠は従事する職員の読み取るメーターでございますので、何よりもまず職員の十分な理解を得た上でないと、トラブルの発生が予想されますので、ただいま組合と話し合いを続けているところでございます。一応の目安としては遅くも来年四月には従量制に移行したいと考えております。

なお、汲み取りの遅れにつきましては、十分注意し、努力もしているわけでございますが、そのようなことのないよう今後さらに努力してまいりたいと考えております。

御質問の第七点、一部中学校の制服の問題でございますが、中学校の制服につきましては、学校として生徒個々がまちまちな服装であるよりは中学らしくまた服装であることが望ましいという見地から、各中学校ごとに独自の標準服を選定し、生徒が着用しているわけでございます。

そこで、西岬中学の新一年生女子生徒については、統合計画による二中の標準服を着用したらという意見が一、二ございましたが、学校とPTAとの協議の結果、従来どおりの西岬中学校の標準服を採用することに決定されたわけでございます。なお、統合後においてもその標準服を着用するよう指導してむだにならないよう配慮をいたしております。

以上、答弁を終ります。

○一九番（石井輝久君）　再質問いたします。

まず、最初の駅前再開発でございますけれども、将来計画として市長の大づかみのお考え方をお示しいただきました。この点は了承いたします。ただ、そのお示しいただいた御説明の中に、ことに六軒町商店街、駅前周辺の地元の熱意を重視されていく。これは当然でございます。ただ、地元の商店街個々の御意見を重視しているということは、商店経営の近代化の意欲を失っている、これは個々に指摘はいたしませんけれども、明らかにもう閉店を

予期しながら営業をしている商店も明らかにございます。そういうことを含めての地元の熱意の重視ということになりますと、非常にテンポが遅くなると思うんです。ですから、私は商店街の近代化を含めてということであるならば、やはりかって発言したこともありますが、公権力という言葉を使うと大変誤解を招くし、抵抗もあると思いますが、ある程度のリーダーシップをもって指導性を発揮していかないと、遅々として進まないおそれがあるということを懸念しております。しかしこれは申し上げるだけで、この点に関する質問は打ち切ります。ただ、焦眉の急であるということを特に強く付言をいたしておきたいと存じます。

次の西口開設でございますけれども、これは私の質問は細かく四点に分れておりまして、四点の中の三点目で、どういう理由で西口開設ができなかったか、これはもう先般指摘したように昭和四十二年に館山市で策定した館山市の長期計画の中に西口の開設の必要性がうたわれている、文書化されているんです。

十三年たった今日でも、なおかつ簡易な跨線橋すらも聞いておらぬ。しかも国鉄の館山駅長の佐藤さんは、簡単にあそこを通せば簡易の西口開設できますよ、可能性ありますよ。私はこういうことを聞いております。御指摘申し上げました。御答弁はそういうことは聞いていません。ということは国鉄の駅長とも接触してないということになります。私はもう新任しばらく後に聞いております。市御当局はどなたも聞いていないとするならば、今後の問題としてどうかと思います。御指摘しておきます。

それで、コンセンサスが得られていないために今日まで遅れている。これは御説明承って十分理解できます。既設の商店街が必ずしも賛成していないということは十分理解できますけれども、しかしながらそうなると今度はあれだけ膨大な数の生徒が通っている安房女子高校の生徒が割りをくっちゃうということにもなるでありましょうし、ひとつできることだったら総合的なコンセンサスを得られるように、そうでなかったら簡易な西口を開設して利便を図ってやるという親心をお示しいただきたいと思いまして、今後の問題として早速経費等もあるので国鉄当局に打診してみたいというお答えですので、早期に実現されるように要望しておきまして、この点は要望だけではなくて、もう一回市長でなくても結構でございます。お考えをお示しをいただきたいと存じます。

それから、駅に関連して通勤、通学者の利便を図ったらいい、一部の市民から快速電車の増発の要望があるけれども聞いておるかという私の質問に対して、聞いておられないということでございます。私の耳に入ってきております。

朝六時二十分の館山駅発の上りが一本あるだけで、あとは普通か、特急か、急行でございます。こういう実態でございます。お調べいただければわかります。しかもその朝の通勤、通学は館山市民であって利用者が何人いると思いますか、三百五十人いる。これは正確な把握の仕方ではございませんから、もっとふえる可能性もありましょう。こういう人たちの間に非常に不便だという声がある。

ちなみに、君津、木更津に行きますと、東京に一日十二本上下快速が通っている。横浜も通勤可能なんです。単線、複線という条件の違いはございましょうけれども、市民の一部にそういう強

い要望があることをお含みおきの上、御検討をいただきたいと存じます。この点は質問を打ち切りまして、答弁は求めません。

それから、次の質問の城山開発でございますけれども、市長の御答弁で大体了承はいたしました。早速来年度から、五十六年度から進入路に取りかかりたいということ。それから用地の折衝等もそうスムーズにいくかどうか、スムーズにいくことを期待しておりますけれども、不動産鑑定士の鑑定の結果を待って、近く地主と話し合いたいということでございますが、これの準備行為はまだ全然いたしておりませんでしょうかその点。鑑定士に頼んだそれは御説明で承ってわかりましたけれども、それにあたってのあるいはあたらなくても、これに関連する準備行為は始められたかどうか、始められていないのなら始めてないで結構でございます。この点を伺います。

それから、かってこれは昭和五十二年三月十日私がこの議会で有害鳥獣駆除について御質問申し上げたことがございました。有害鳥獣駆除というのはどういうことかといいますと、主としてシラサギ、ゴイサギあの美しく舞っているシラサギが有害鳥獣であるということを御指摘申し上げて、この駆除について御質問申し上げたことがございました。そのときの市長の答弁はそういうことは地元から聞いてはないという答弁であった。

ところが先般、地元の猟友会ですか、城山の側面にいるシラサギぶっ放して駆除するという申請が出ている。やっぱり地元にはそういう声があるんです。なければ私もただ思いつきで発言するわけではないんで、当時もあったわけです。現に法木さんなんかヒワの木がシラサギにすっかりやられるという事例もあるし、また稲の苗が踏みつけられて、もう一ぺん田植えをしなければならなかったという事例がございました。しかし当時市長の耳に入ってなかったんです。答弁をひっくりかえしてみたら、そういう声は聞いていない、こういうことでございますが、これはやがてあの生物敏感ですから、いまいるあれも自然にどっか移動してしまうということも考えられますけれども、城山開発と関連して、白くてきれいだからいいなというメリット面と、それから非常に臭くて、いわゆる有害鳥獣であるという考え方もあります。そこらについてひとつどういうふうにお考えになっておられるのか、ちょっと御見解を承っておきたいと存じます。

次は、平砂浦の旅館群でございますけれども、私が聞きましたのは、一部にあそこに旅館群を林立させたらいいではないかということを、一部の意見として聞いているけれども、お聞きになったことがあるかという御質問でございましたけれども、聞いておられるという御答弁、しかも推進を図っていく、その推進の図り方として現行法のワクの中で推進をしていきたい。非常に至難だと思いますけれども、いずれにしても推進をしていきたいという市長のお考え、お示しいただきましたので、一層の推進方を要望してこの点に関しましては質問を打ち切りますけれども、あわせて関連いたしまして、旅館群をあそこに林立といっても、いまの館山市内の個人のふところわかりませんけれども、果たして建設資金等で大丈夫かなというあれがございますけれども、これらに対する金融、もし実現の方向に行った場合の金融の措置につきまして、これは市長の答弁でなくてもいいです。もうちょっと専門的に、お考えになる用意があるかどうか、ちょっと再質問いたし

たい。

それから、三芳局番でございますけれども、私は昭和五十四年三月七日この問題に触れたわけでございます。一年と三カ月程度しかたっていませんから、これぐらいの遅れというのは行政ではつきものと言えばそれまでですけれども、いまお伺いすると大体三百戸ぐらいの人が不便を耐え忍んでいる。ただいまの市長の御答弁で早期に館山局番に利用できるように実現方を要請しているというお答えでございますので、了承をいたしますけれども、それこそしからば今後の見通しをと追っかけて聞くところでございますけれども、発言をしてからすでに一年三カ月もたっている。現状のとおりでございますから、将来の見通しを聞いてもむだかと思いますので、それは聞きません。とにかく早期に不公平、不公正、格差を是正していただきたい。強く要望申し上げます。

次に、し尿汲み取りでございますが、計量器の問題になりますと昭和五十二年六月十五日私はこの問題を当議場で取り上げております。そのときは計量器がだんだん改善されていった時点で考慮するというお答えでございました。それからちょうど一年後の五十三年六月二十一日も発言しております。五十四年十二月十日にも発言しております。それから去る三月議会でもこれに触れておったはずでございます。

いずれにいたしましても、先ほど例を引いて申し上げました不公平、計量器そのものに対する若干の疑義があることは私も承知しておりますけれども、その疑義よりももっと先ほど申し上げました、ふん尿談義で申しわけございませんけれども、大きなふろおけみたいな便槽を設けて一人で住んでおる家は三月でも、四月でもいっぱいになるまで時間がかかる。だけれども、たとえば昔つくった、震災直後につくったいっぱい並んでいる船形とか、那古の方は、便槽を大きくすればいいじゃないかといっても、工事のやりようがない。軒が混んでいてとても手直しできる状態ではない。そういう小さな便槽に三人家族だったら月に二回ないし三回取らなければあふれてしまう。ことに夏季を迎えて、夏になって子供や孫がやってきたら外で用を足さなければいけない。こういうような事態すら起こりかねない。これはやっぱり不公平、不公正、格差と言わざるを得ないと私は考えます。

やむを得ないとするならば、料金の徴収で公平を期するためには、便槽の大きい人は三月に一べん払えばいい。小さい人は一月に二回、三回払う。これではちょっと不公平です。ですから、公平を期するためには、計量器の若干誤差というよりももっと大きな公平を、市民の間で聞けば汲み取りやっているのが一万八百九十四世帯、水洗の方はわずかに三千百二十四世帯しかない。これをもって考えても市民の公平を期するためにひとつ早く実施をしていただきたい。遅くとも来年四月ということでございますから、時期の点についてはこれ以上申し上げませんけれども、そういう意味合いから別にいやみを言ってるわけでもない。市民の公平という観点に立って御配慮願いたいということを特に強く申し上げておるわけであります。

防臭対策でございますけれども、これは二台でテストをやった。これは効果を上げている。次は四台にする。そうして逐次整備していく。これは悪臭防止法という規制がございます。三月議会でもちょっと言いましたけれども、悪臭防止法という規制からいき

ますと、臭気の中に含まれているアンモニア千ＰＰＭを超えますと法律で規制にひっかかる。硫化水素これは八百ＰＰＭ現在おそらく抵触していると思うんですよ。測定器がございませんから、固定した発生源ではございませんから、一カ所にとどまって悪臭を一日じゅう発生しているんではなくて移動発生源、においをやっているうちにさっと行ってしまうから比較的関心が薄いんです。あのにおいをきいて吐き気をもよおす、いくらも市民の中にいるそういう点から早期に善処を要望したいと思います。だけれどもこれは要望にとどめて質問を打ち切ります。

それから、汲み取りの日にち、これは料金の契約ですから、あなたのところに何月何日に徴収に行きますと、よろしくお願いします。それが五日も遅れるとあふれる寸前になって困っちゃうところもある。それは一つの事例として取り上げて、そういうようなことがないように努力するというお話でございますから、この点は御指摘にとどめて質問を打ち切ります。

最後に、西岬中の女子生徒の問題でございますけれども、なるほど地元で聞いてみました。しかし地元の女子生徒を抱えている父兄ですけれども、非常に大きな不満を持っています。それは来年になったらもう一着つくる腹づもりになっておる。それならば二中の制服をつくってやるという配慮があれば問題はなかった。そういうところからいきますと、理由はわかります。わかりますけれども、それでは行政というものはなかった。ＰＴＡと学校ということは三校の校長を意味すると思うんです。ＰＴＡの役員と三校の校長が相談して、いいや、いいやと、一年間西岬中の制服着せちゃえ、そうすれば来年二中に来たら何とかなるだっぺと。しかし実際にその生徒を持っている父兄の中に非常に大きな不満を持っている。三校の校長とＰＴＡにまかせてしまった。市の教育行政というのはここには全くなかったというこれを私は指摘したいということなんです。

以上、再質問します。

○経済部長（山田俊康君）　第一点の国鉄館山駅西口の開設の関係でございますが、市長から答弁いたしましたように、本年四月から都市開発室を新設いたしまして、駅前再開発あるいは都市計画街路、終末処理場を含む下水道の整備等の総合的な都市改造の中で当然考えていくということでございます。

第二点の城山の開発について準備行為を始めているかどうかということでございますけれども、地元の区長さん等にお集りいただいたときに説明会等を申し上げております。お願いしてございます。なお近く、市長から答弁ありましたように、不動産鑑定士の鑑定が出次第、地主さんにお集まりいただきまして、お願いをしたい。このように考えております。

第三点のシラサギの件でございます。有害鳥獣かどうかということでございますけれども、今回の問題が出まして現場に実際に行って見ました結果は、有害鳥獣と言わざるを得ないような現状であったというふうに私は認識しております。

四番目の平砂浦の関係で金融措置ということでございますけれども、中小企業高度化資金の貸付制度等もございますので、そういった有利な資金のあっせん等について十分配慮してまいりたい。こういうふうに考えております。

○市長公室長（汐崎政光君）　第二点目でございましたでしょうか、

通勤列車の増発の件がありましたが、通勤列車増発につきましては、ただいま沿線各市の事業所並びに市町村長を組織としまして京葉地帯経済協議会交通部会というのがあるわけでございますが、そこを通じましてこの内房線の複線化促進についてさまざま働きかけをしている。その中でこの通勤列車増発の件をとりあえず取り上げるようその協議会を通じての要望をなしているわけでございますが、いまもって実現されてはおりませんが、今後もその協議会を通じまして働きかけてまいりたい。このように考えております。

○教育長（安田豊作君）　西岬中の女子の制服の件でございますが、ああいうふうに西岬中の制服をつくっちゃったのは行政指導が不足ではなかったか、こういう御指摘でございますが、そう指摘されるとそのとおりでございます。申しわけなかったと、こう思っております。しかし西岬中が二中に合併ということをもう石井議員さんはお決めになっておって、その点は非常に感謝申し上げますけれども、まだ議会、その他済んでおりませんので、決定したということは早急ではないかということで、私どもとしては学校とPTAと相談して二中の制服をつくることはどうですかということが私どもとしての行政指導の限度だったということで、見方によっては弱かったというようなことは反省しております。

○一九番（石井輝久君）　再質問いたします。

最初に西口でございます。経済部長さんからせっかく詳しい御答弁いただきましたけれども、経済部長さんのいまの御答弁に対して別に反論とかそういうことではございませんから、まあひとつ、とりあえずただいまの御答弁の総合的計画というのは非常に遠大なものになるでありましょうし、それこそ先ほど市長の御答弁にありましたように大きな意味での市民のコンセンサスこれが必要だと思います。ただ、簡易なものをつくるというのは駅長は可能性があると言ってるんだし、そういう面でひとつ早急に御検討だけでなく、折衝に入っていただきたいと思います。

切符はいまの窓口で買うんです。出入りの切符を渡すのもいまの改札口で入り、出る。ただ渡るだけ、向こうに渡る。そういうことでございます。そういう意味で、具体的に早急に検討ではなくて、折衝を開始されたいということを申し添えます。

それから、快速電車の増発これはよく私も承知しております。京葉地帯経済協議会が社団法人、東京ガスの会長の安西　浩さんが理事長をやっておられるので強力なものでございますので、この中でやっぱり関係市町村等と相談しながら要望事項として盛っていっていただきたい。この点要望して、この点は終ります。

城山公園の準備行為という中に、ただいまの御説明でおおよそわかりましたけれども具体的に伺います。時間がきますから、はしょりますけれども、土地の登記簿謄本をお取りになりましたか、その点だけ一点。

それから、さらにシラサギの問題は、部長のお考えで現地でごらんになって有害鳥獣とみられるというお話、私は昔から有害鳥獣であるというふうに判断をして発言したこともあったので、これが対策はこの間新聞にも出ておりましたけれども、新聞は別として、地元の猟友会でぶっ放す許可を県からもらってある。駆除というとなんかかわいそうですが、今後の問題として具体的に検討していただきたい。

もう一点お伺いしたいのは、平砂浦の旅館群のことについて将来の金融措置、これにつきまして御説明がありました。非常に有利なものがある。具体的に、たとえば利率、償還期限これだけ具体的にお答えいただきます。

教育長さんのただいまの発言、限界という発言、私の発言の中であたかも西岬中がこっちに来ちゃう、これはちょっと行き過ぎの発言ですから、取り消しというよりあとで訂正をいたしたいと存じますけれども、いずれにしても行政には限界点がありますから、私も了承しております。

しかし、今度の問題はそういった自分の月給を判断して子供を考えてはいけないと思うんです。やっぱり零細なまだ教育保護を受けている家庭が現実にあるんですから、そういうことを思いつつ行政指導を強く推進していかないと、ＰＴＡのお父っちゃん、金持ちの連中が、いいよ二着でも三着でも子供が二中に行ったらつくってやると、そんな考えで、校長先生月給が高いんです。ＰＴＡの金持ちの役員で相談したら、制服二着でも十着でもつくってやるという結論が出ますよ。しかし行政はそうあってはいけないと思う。そういう点で教育長の御答弁をいただきましたので、その点は了承いたしますが、今後の問題として御配慮をいただきたいと申し添えます。

○経済部長（山田俊康君）　第一点の城山開発の関係でございますが、登記簿謄本を取ったか、取っております。

それから、高度化資金の利率はどうかということでございます。共同して向こうに出るような場合には設置資金の六五％以内の融資が対象になります。償還期限は十二年以内、据置期間二年、利率は現在やっておりますものは補助等がありまして、本人負担二。七％でございます。

○一九番（石井輝久君）　そろそろ時間ですから、もう一点関連いたしますけれども、ただいま示された二年据え置き、二・七％利率、十二年償還これは非常に有利なものだと思います。こういった融資の対象になった、あるいは申請したケースはございましょうか。

○経済部長（山田俊康君）　共同施設関係では館山海産物加工業協同組合、館山市鮮魚商協同組合の二件が対象になってこれらの措置を受けております。

○一九番（石井輝久君）　以上をもって打ち切ります。

○議長（石井　正君）　以上で一九番議員石井輝久君の質問を終ります。

次、一番議員神田守隆君。

（一番議員神田守隆君登壇）

○一番（神田守隆君）　すでに通告した諸点について質問いたします。

まず、老人福祉対策についてでありますが、五十五年度、今年度の予算で寝たきり老人のために入浴サービス事業を行うということですでに予算化され、おおむね九月ないし十月頃に実施できるようにしたい。こういうような答弁を三月の議会で得ているわけですが、その後搬送車の貸与についてもめどがついたというふうにも聞いておるわけであります。この入浴サービスの実施についてはいつから実施できるか、こういうことであります。

また、特別養護老人ホームの活用こういうことから、他の安房

郡内の町村との了解を図っていきたい。こういうことが話されていたわけでありますが、この点では問題なく解決したというふうに理解してよいのかどうか。

三月議会で寝たきり老人のための短期入所ホームを実施する、こういうことでの提案をしたわけでありますが、それに対して市長は法的に可能かどうかを含めて検討すると、こういうような答弁であったわけであります。法的に可能なことは国がその推進を図っている事業であり、いうまでもないことであります。ぜひ実施していただきたいと、こういうふうに考えるわけですが、どのような検討をされたのか、お聞かせください。

次に、窓口業務の改善についてであります。

お隣の鴨川市の窓口業務は、市民本位にそのサービスが徹底して大変に便利になっています。その一つは、高速通信回線を利用した模写伝送装置を導入していることです。このために市民は本庁あるいは支所、連絡所など市内八カ所のどこからでも証明書などを受け取れるようになっています。

この装置を使って発行できる証明書は戸籍謄抄本、住民票謄抄本、印鑑証明書、転出証明書、死亡証明書、身分証明書、住所証明書、税務関係では公課証明書、評価証明書、資産証明書、納税証明書、所得証明書などです。さらに出産、死亡、婚姻、転籍の届け、印鑑登録などの届けも市内八カ所どこでもできるようになっているわけです。わざわざ遠くまで行かなくてもよい仕組みになっているわけです。

第二に、この模写電送装置と相まって、証明書類については電話による予約制度を設けています。印鑑証明が二通必要な場合はその旨受け取る窓口を指定して電話しておけば、混雑していて待たされるというようなこともなく、書類を受け取ることができるような仕組みになっているわけであります。

過日、窓口業務の改善にあたって市の当局に要望したところ、市当局のお話では郵便を利用して証明書類を請求してもらうとか、あるいは近所の市の職員にお願いしている方も多いようだと、こういったようなお話で、鴨川ではこの制度を五十三年度から実施していることを考えると、館山は鴨川よりも市民サービスの点で遅れているなということを率直に認めざるを得ません。

特に、西岬あるいは神余、九重地区など遠隔地では中学校の統合問題など住民の立場から見てますます不便になるような問題、こういうことが起きているわけでありますから、行政上この点でも特別に配慮されなければ行政上の公正ということは期せないというふうに考えます。

そこで、市長に質問するわけでありますが、鴨川で実施している高速模写電送装置について館山で検討されたことはあるか、なければ検討すべきではないかと思うがどうか。この点についてお聞きしたいと思うわけであります。

第三に、西岬地区の小中学校の統合問題について質問いたします。文部省は四十八年の九月二十七日付で公立小中学校の統合についての通達を都道府県教育委員会宛に出していると思いますが、その中では、第一に、学校規模を重視するあまり、無理な学校統合を行い地域住民等との間に紛争を生じたり、通学上著しく困難を招いたりすることは避けなければならない。また小規模校には教職員と児童生徒との人間的触れ合いや、個別指導の面で教育上

の利点も考えられるので、総合的に判断した場合、なお小規模校として存置し、充実することが好ましい場合もあることに留意すること。

第二に、通学距離及び通学時間の児童生徒の心身に与える影響児童生徒の安全、学校の教育活動の実施への影響等を十分検討し無理のないよう配慮すること。

第三に、学校統合を計画する場合には、学校の持つ地域的意義等をも考えて、十分に地域住民の理解と協力を得て行うよう努めることとしています。

この通達では、住民の意向あるいは教育的な配慮こういう点を前面に押し出し、従来の財政的な理由で統合を推進されていた文部省は、この姿勢を変えたわけであります。

西岬地区の小学校、中学校の統合問題でも、もっとも重視されるべき点は、この住民の意向とそして子供たちの教育的配慮でなければならないと考えます。

まず、中学の統合ということについてお聞きいたします。西岬中では先生の目も行き届き、人間的な触れ合いや個別指導の点では小規模校として統合しない方がよいのではないかと思うが、この点についてはどういうふうにお考えであるか。さらに父兄の目からも遠くなることから非行化に走る心配も出てくると思いますが、この点ではどのようなお考えであるか。この点で、一クラス当たりの生徒数は統合の場合にはどのように、何人から何人に変わるのか。それから中学生の非行化の問題について各学校別の資料などお示しいただきたいと思います。

通学費については六キロメートル以遠半額補助、四から六キロメートルは年一万の補助ということで、すでに今年度から実施をしているわけでありますが、西岬地区でもこれを踏襲する考えであるかどうか。半額補助ということでは三千円前後の負担になろうかと思うわけで、子供が二人いる場合など補助をふやすことなど考えるべきではないかと思いますが、この点どうか。所得の低い家庭などでは就学援助制度でみているというふうに思いますが、館山市では対象者の所得や援助の内容などどのようになっているのか。また児童生徒に対する受給率は何パーセントなのか、お示しください。

次に、小学校の統合問題についてお聞きいたします。西と東の小学校を統合するという計画があるというふうに聞いているわけですが、その統合はどういう理由でするのか、まずお聞きしたいと思います。

小学校の場合は、小学生でも通い得る交通の利便というのはきわめて大切な事柄というふうに理解するわけであります。教科担任制をとる中学校とも違い、統合によって特に教育上の利点も考えられません。このことは、ほかの小学校との比較を見ても西、東の小学校が特別に小さいということでもないことから明らかです。ことに小学校の場合は、その地域で百年近い歴史をそれぞれ持っているのであり、その存廃は地域にとって文字どおり百年の計ともいうべき事柄です。校舎が古くなったので建てかえが必要だということと、学校がその地域からなくなってしまうということは、次元の違う問題だと思います。まず建てかえを第一に検討する、こういうことで住民に相談すべきではないかと思うんですが、いかがお考えか。西地区から東の地区に通うという場合には

峠を越えて通うと、バスの便も悪いというようなことがあろうかと思うんで、この点についてはどのように考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

最後に、小学校、中学校どちらの問題でも、統合問題の解決には住民の十分なる理解のもとに事柄を進める、決して押しつけることがあってはならないというふうに考えるわけであります。

そこで、地域住民の方々との話し合いはどのように行われているのか、またどのように進めるのか。部落ごとの話し合いの過程でいろいろな問題が出されてくるというふうに思うわけでありますが、そういう問題についての論議を引き継いでいく、言わば住民との話し合いの窓口というべきものが必要だと思うわけでありますが、この点についてはどのように考えているか。

その点で、ＰＴＡの役員の方から、ＰＴＡには統合については何の説明もない。この問題は地域全体の問題なのでＰＴＡではなく、コミュニティ委員会の場で論議してもらうということであったとの話を聞いているわけであります。これではおかしいではないかと思うわけであります。コミュニティ委員会でやるからＰＴＡでは論議しないというのでは、コミュニティ委員会の論議が本当に住民の意向を反映したものとはならないのではないかと思います。地域全体の問題だからこそＰＴＡ、すなわち現に子供を持っている親の立場からどう思うのか検討し、それがコミュニティ委員会などの中に反映されていく、それぞれいろいろな立場からこの統合に地域の人々がかかわっているわけで、みなそれぞれの立場から問題を考え、それが反映されてこそコミュニティの意味もあろうかと思うわけであります。私はそうした考えからＰＴＡなどにも説明会を行うべきだと考えますが、いかがお考えであるか。

これと関連して、統合問題対策委員会があるという話を聞いたわけですが、その構成はどうなっているのか。本当に住民の意向が反映される構成となっているかどうか。特定の意見の人だけでやっているということはないのかどうか。対策委員会の性格をどのように考えているのか、御説明願いたいと思います。

大きな第四番として、市の公用車の取り扱いについてお聞きします。

省エネルギーということが大きな政策課題になってきたことは市長もすでに御承知のことで、その推進を図っておられるかと思いますが、市の職員に省エネルギーに協力しようということで自転車や徒歩などの通勤を奨励したということですが、具体的にどのようなことを指示したのか、お聞かせ願いたいと思います。

こういう一方、市長は大変にガソリンを食う市長の専用車に乗って登庁して来るのはどうかと思うのであります。初当選された頃は歩いて登庁するなど市民に期待を持たれたこともありましたが、「初心忘るべからず」という言葉もあるわけであります。まず特別の事情以外は乗らないと、こうして省エネの範をみずから進んで示すべきだと思いますが、市長の御所見をお伺いしたいと思います。

次に、市長専用車といえどもこれは公用車でありますから、特定の行政目的を達成するために専属的に使用させる、こういうことであります。行政目的以外に市長の個人的な目的のために利用することは許されないと思います。しかるに、さきの選挙の中で

特定候補の選挙運動のために利用することは目的を逸脱していると思うわけであります。市長が公用車を使って堂々と選挙運動していたという話を聞くわけで、そういう事実があるのかないのか、あればその内容をお示しいただきたい。そして市長のお考えをお聞かせいただきたいと思うわけであります。

以上、御答弁によりまして再質問をいたします。

（市長半澤良一君登壇）

○市長（半澤良一君）　神田議員の御質問にお答えをいたします。

第一点は、老人福祉対策についてでございますが、寝たきり老人の入浴サービスにつきましては、かねて館山特別養護老人ホームから老人開発センターに入浴搬送車の貸与方を申請中でございましたところ、過日内定があった旨通知を受けました。したがって、この搬送車を市と老人ホーム間で利用についての契約を締結し、十分連携を取りながら予定どおり十月からできるよう準備を進めているところでございます。

他市町村との了解についてはこれから了解を得るつもりでおります。

次に、寝たきり老人の短期入所事業につきましては、なるべく早く実施いたしたいと考え、現在検討中でございますが、要望がありましてもホーム側のベットの関係、また入所希望者自身の健康状態も関係しますので、医師の診断が必要でございます。したがって、希望があったからいつでも入所できるというわけにはなかなかいかないわけでございます。以上の点を考慮いたしまして近く実施要項を作成いたして対処いたしてまいりたいと考えております。

この件につきましては、昭和五十三年度から県が船橋市の三山園を指定いたしまして、最初に実施したものでございます。その後昭和五十四年は勝浦市の総野園、柏市の望陽荘を追加指定してまいったところでございますが、実際には館山から申し込みがございませんでした。五十五年度県はこの制度を廃止いたしまして各市町村で実施するよう要請があったところでございます。

第二点の窓口業務の改善についてでございますけれども、これにつきましては、鴨川の例をお挙げになりまして、出張所を設ける考えはないかというような御意見のように承りましたが、市といたしましては現在出張所を設ける考え方はございません。

戸籍、住民票の謄抄本あるいは印鑑証明書の交付は年平均一人当たり一・四回でございます。したがいまして、車の発達した現代社会ではそう大きな負担にはならないと考えているわけであります。しかも出張所をつくりました場合には莫大な設備、経費あるいは経常経費あるいは人件費等を要するわけでございますので、出張所をつくる考え方はございません。したがいまして、高速模写電送装置を設置するという考え方はございません。

第三点の西岬地区の小中学校の統合についてはきわめて専門的な御質問でございますので、これは教育長の方から答弁をいたします。

第四点、公用車の取り扱いについてでございますが、公用車についてこれは行政目的のために使用するものであることは御指摘のとおりでございまして、市長がこれを使用するのもやはり行政目的の効率的な達成を図るという意味で使わせていただいているわけでございます。

また、選挙に公用車を使って選挙運動をしているという話を聞いているということでございましたけれども、そういう事実はございません。

それから、省エネの問題が質問に出たようでございましたが、これについては職員にはかねがねなるべく車を使用しない、なるべく近くのものは徒歩なり、自転車で来るような指導をいたしているところでございますが、特に今回のこの夏にあたりましてはネクタイをはずすとか、あるいは開襟シャツで来るとか、それから近距離のマイカー通勤はできるだけ自粛する。自家用車はできるだけ電車、バス等の大量輸送機関を利用するとか、そういった九項目にわたります省エネ対策につきまして、六月二十一日に職員に通達を出しているところでございます。

以上、答弁を終ります。

○教育長（安田豊作君）　西岬地区小中学校の統合についてお答えいたします。

四十八年に無理な統合をするなと、統合を進めるには地域住民の十分な理解を得て進めるようにという通牒は承知しております。

そういうこととともう一つ、小さい学校は、小規模ならばなお目が届いていいじゃないかという御指摘、その点についてまずお答えいたしますが、現在西岬中学校は一学年が二学級、総員五十四名ですから二十七名ずつ、二年生が三十八名、三年生が四十七名ですから、二十三ないし二十四ということで一学級の数は少ないということはわかります。神田議員さんはその方がいいんだという、こういうお考えの立場にお立ちのようですが、私どもは学校統合によって学校の規模を適正にするということは、児童生徒がお互いに励まし合うというような場がつくれると、専門教師が確保できるとか、施設、設備が効果的に利用できるというような主にこの三点から考えるわけですが、西岬中学は現在百四十二名で五学級になっておるわけであります。これに対して二中に統合しますと八百三十七名の生徒数になりまして、二十学級の規模の学校になります。

そうなった場合に、現在西岬中学は教科を担任できる先生は八人でございます。九教科ということですから平均に割っても足りないということになりますけれども、統合後は二中の八百三十七名に対して三十名の職員が担任に当たりますから、専門教科の担当に当たることができます。こういう立場から、中学校においては一学級の人数が少ないよりも、適正な規模の学校の方が教育効果は上るんだという立場を私どもはとっているわけでございます。

それから、小学校の統合については、御指摘のように小学校は中学より伝統が長いわけでございます。地域との結びつきのようなものが強いということは言えますけれども、西岬の場合、東小学校は基準面積要するに校地面積の五三%しかない。西小学校は三九%、三九%というと神余小より小さいということになり、人数に対してそういうことで市内で一番小さいんだと、こういうところで拡張ということを考えても余地がないということから、これを統合したときに、西岬中に統合いたしますと、統合後はこの面積が一一五%ですか、一〇〇%以上の用地を持つことができ、そうして教育効果を上げることができるんだ。こういう立場をまず考えておるわけでございます。

それから、統合について住民の理解を得ることが先決ではない

かと文部省でも言っていますが、神田議員さんもそうおっしゃっておりますが、それも私どもはただそれがいいんだからということで無理やり押しつけようという考えは毛頭ありません。地域の了解を得べくいままでも話しましたが、せんだってコミュニティの委員要するに各区長さん全部、新しく区長になった方もあったようですが、区長さん全部と、統合専門委員というのが八人おりますが、この皆さんのところで統合の考え方についていまのような説明をいたしました。そうしたら、いいからもう少し住民個々にもその話をしてくれということですから、この議会済み次第すぐ地区を十五部落あるようですから、十五の部落を順次回わって説明する予定でございます。

その際、通学についての便はどうだということですが、通学についても国鉄側に中学の統合も、小学校の統合もした場合にはそれだけ乗客がふえるわけですから、バスの増発と路線変更について実現するかどうか検討してもらうように申し入れてあります。まだ返事はもらってありません。

それと同時に、小学校の統合については、バス停からいまの中学までの歩く距離が非常に長いということですから、その点についての舗装工事を、近い道をつくって舗装するというような工事を考えております。以上。

○一番（神田守隆君）　老人福祉対策について十月から実施ということでありますから、そういうことでこれ以上の質問はいたしません。

それから、なるべく早く短期入所ホームについては実施をしたい。こういうことで近く実施要綱を作成する。こういうことであります、引き続きその努力を行っていただきたいということで要望いたします。

窓口業務の改善についてですが、出張所を設ける考えはないということでありますけれども、莫大な経費がかかると、こういうお話ですが、莫大というのが幾らが莫大かよくはわかりませんが、鴨川の例で話を聞きますと、導入時に三千二百万円、設置しているところは公民館など職員が一人というようなところでも連絡所を設置しているわけですから、特別に莫大なというどういうイメージで言ったのか私よくわかりませんけれども、十分検討に値するんじゃないかというふうに思うわけで、ぜひ一度この鴨川の高速模写電送装置について実際に調査をいただきたい。その上で、どうだ、こうだという話をされたいと思うんですが、その点についてどうもさっき答弁がなかったようですので、頭からやりません、金がかかるというだけではちょっと納得できません。

それから、四番目の公用車の取り扱いについてですが、市の職員の方に歩くようにとか、自転車とかあるいはバスなどを利用するようにというような通達を出しているということですが、市長さん自身すすんで歩いて通われたらどうかと思うんですが、これについてはさっき御答弁が抜けておりましたので、その点もう一度はっきりさせていただきたい。

それから、選挙運動に使ったそういうことはないというお話ですけれども、市長の専用車といえども遅行日誌を記入していると思うんですけれども、六月二十一日土曜日の遅行日誌どういうふうな遅行になっておるのか、御説明願いたいと思います。

それと、市職の組合ニュース第十号にはそういうことが、市長

が公用車を使って選挙の応援にかけまわっているということを、私も見たわけですから、こういうことについてどういうふうにお考えでしょうか、はっきりさせていただきたい。

それと、統合問題についてでありますが、西岬中学では一学級二十七名、あるいは三十八名、四十七名こういうお話で、その点ではそのまま置いておく方が、統合しない方が、いま四十人学級の実現ということが大きな政策課題になっていますけれども、一学級当たりの定数を減らすということは当然だと思うんですが、そういう点では西岬中学では小規模校だからこそ進んでいただろうと思うんですが、その点で利点ということはどうしてもあると思うんです。実際統合になると、一学級の人数も大変多くなると、そうして親の目も届かないということから、私の聞いている話では、かって二中が大きな規模だったので非行化の問題についても二中に集中している。こういう話を聞いているわけなんです。

そういう点から、具体的にはどういうような手だてなり、対策なりを考えているのか、そういう事実はないのかどうなのか、御説明を願いたいと思うんです。またこれが父兄の方の心配するところではないかと思うので、ぜひはっきりさせていただきたいと思います。

就学援助制度の中で通学費については、低所得の家庭についてはめんどうみていくというような答弁をかって得たように思うんですが、この点について質問した中で回答がなかったので、就学援助制度ですね。館山での対象者の所得、大体普通の標準家庭では東京の三鷹市では年収四百三十万以上でも標準家庭では対象になると聞いているわけですが、館山では具体的にどのように対象になっているか、援助の内容。それから現実の受給率は何パーセントなのか。これを示していただかないと、通学費についてはすでに実施しているものを踏襲するということではなかなか住民の理解を得られないと思いますので、はっきりさせていただきたいと思います。

それから、小学校ですが、要するに問題は用地がないからという話ですが、拡張の用地がないと、場所が非常に狭いということが唯一の理由であるというふうに思うわけです。これは教育を第一義に考える、子供たちのために教育的配慮からどうなるかという視点ではなくて、用地の問題ということでは本末転倒なんではないかという危惧を大変強く感ずるわけです。用地がそろえばいいという問題でもなかろうかと思うので、西地区、東地区それぞれ建てかえを第一に検討する、こういうことで用地について住民にこういうことで用地が少ない、用地をどっか提供できる場所がないだろうかということでの相談したことがあるのかどうか。その点についてお聞きしたいと思います。以上。

○総務部長（石田雄一君）　ただいまの神田議員の市の窓口業務の改善についてでございますけれども、市といたしましても簡単な調査をしてございまして、ただいま神田議員の方から導入時に三千二百万という費用をおっしゃっているわけでございますけれども、年間の費用を申し上げますと、鴨川の場合ですが、設置費に五千四百万円、それから維持費といたしましてテープ等々で年間五百八十万円、それから市の職員の人件費の関係でございますけれども、八支所ございまして十二名がこれに当たっておりますので約四千二百万円の人件費、こうなりますと年間約七千八百万か

かるというふうな計算が成り立ちますけれども、いずれにしても市の窓口業務を低下させるわけにはいきませんので、今後の市の検討事項といたしまして、鴨川のみならず他の市で非常に効果的におやりになっているところも調査いたしまして、今後の調査課題として詰めてまいりたいというふうに考えております。

○教育長（安田豊作君）　統合しない方が一学級当たりの人数が少なくていいという点はあります。ありますけれども、御指摘のその方が目が届いて非行化防止にいいんではないか、こういう御指摘のようですが、生徒指導といいますけれども、各学校ともこの問題については非常に力を入れているし、一つの悩みでもあるわけですが、統合して適正規模になると学校への生徒指導主事という生徒指導を専門にする先生の配置が正規にあるわけです。さっき教科担任三十名と申し上げましたけれども、二中の場合ですと三十名に対して校長、教頭、事務、養護その他を加えますと計六名になります。三十六名。西岬中そのままですと、教科担任八名に対して校長、教頭、事務の三名で十一名ということで、要するに人的余裕というような面でも適正規模の統合の方が非常に手が届くんだ。こういうことが言えると思います。

それから、生徒指導というのはもう一つ、子供を少なくして見張りと監督を十分にすればいいんだということよりは、生徒がお互いにさっきみがき合うと言いましたけれども、クラブ活動ならクラブ活動というようなものを十分にできる人数、体制があってそういう生徒同士の結びつき、集団を通して指導していくという方がより積極的で子供には効果があるんだ。こういう考え方を私どもはしているわけでございます。

それから、通学費については詳しい資料はいま取り寄せておりますけれども、生活保護の家庭と、いわゆる教育扶助の子供これは生活保護の約二倍おります。その両者に対して通学費の補助は負担分全額あるわけでございます。西岬中の場合は七名のようでございます。

それから、小学校の統合について用地が少ないということだけでは理由にならないではないか、教育的に考えればそのとおりでございます。これについては用地の問題がそう言えばそうですが、私どもとしては大変大事を問題だ。昔の教育は教室さえあればよかった。それが漸次体育とか、スポーツとかいうような戸外活動が必要になってきて、いまでも体育館の広さは昨年から広くなってきております。小さい学校でもある基準面積がなければいけないんだということで約三〇㌫ぐらいの基準面積がふえています。ということは、それは体育館と同じように運動場の広さもそういう要求が出ているわけでございまして、それだけ運動場、活動する面積の広さというものが生徒指導の上で、あるいは教育の実績を上げる上で重要になってきておるのだ。いまの教育はそういうふうになってきておるのだということをも考えて、面積が小さいということは単に建築した用地だけでなくて、生徒指導の上からも大事だということを申し上げてみたいと思います。

それから第二に、西岬地区というのは地区としてかたまり、コミュニティの形成がなされておるのだ。いままでも諸行事、運動会その他は西岬中で一緒に行っていたと、プールもこれは地区の要望に沿ってつくったんですが、西岬につくるならば西岬中に一つつくればいいんだ。こういう理解がなされてあそこにできてお

ります。幼稚園も一つでございます。東小にいまありますけれども、そうしたことでできれば一つにまとまりたいという意識があるように私どもは考えて、一つの旧村は一つの学校で統一されていくという、そういう考え方が西岬東、西の統合の中に一つの意味があるわけでございます。

それから第三に、教科担任制でなく学級担任でございますけれども、六学級という数は最低の規模でございます。小学校としてはこれもできれば一学年二学級ということで、お互いに一学年同士の中でせり合うということが勉強の上でも、運動の上でもそれだけの人数は小学校の場合でも必要な適正規模だ。こういうふうに考えております。したがって、東小、西小が統合いたしますと十学級、多いときは十一学級、大体一学年が二学級になる。こういうことで適正規模だというふうに考えて、より教育効果が上るんだ。こういうふうに考えております。

○市長公室長（岩崎政光君）　省エネ対策に対応します市長公用車の利用でございますが、千葉、東京方面の会議には最近努めて電車を利用しております。

六月二十一日におきます市長車でございますが、これは全然動きはありません。使用されておりません。

○市長（半澤良一君）　神田議員の御質問にお答えいたします。

市長としての職務を効率的に、能率的に行うために市長車を使用させていただいておるわけでございます。神田議員の御忠告として承っておきます。

それから、市職のニュース云々でございますけれども、これは事実誤認でございます。

○一番（神田守隆君）　公用車の取り扱いについて事実誤認であると、こういうことでありますから、そういう事実がないということであれば、私としてもこれ以上の話は、そういう誤解だということで進めたいと思いますけれども、いずれにいたしましても、市民の目からは市長さん最近だいぶ公用車を使ってという話があちこちで出るということは事実でありますから、そういう誤解があるとすれば、みずから進んでそういう誤解をされないような姿勢をとっていただきたいということで、この問題については打ち切りたいと思います。

それから、学校の統合問題ですね、先ほどから再三お聞きしているわけですが、小学校の統合については三点ほど理由を挙げられたわけでありますが、やはりこの問題で校地の問題、子供のことが一番大きな問題だろうと思いますので、校地が少ないということであるならば、現在の敷地の拡張か、あるいはその地区でのそれにかわる敷地これを検討するというのがやはりまず第一義的の問題で、一つのコミュニティだというのは行き過ぎた議論ではなかろうかと思うわけです。現に百年間の歴史があるわけですから、そういう時期にきているのかというのはもっと論議の必要があろうかと思います。そのへんはどうかなというふうに私は思うわけであります。

その点では、現在の校地を前提にして建てかえをするということで検討をされたのかどうか。されなければされないで結構ですが、されたとするならば、その検討の結果はどういうものであったのか。そのことについてもう一度はっきりさせていただきたいというふうに思うわけです。

それから、ＰＴＡというのは非常に重要なかかわりあいを持っている団体ですから、部落と説明会をするんですから、ＰＴＡともやると、親の立場からの物の考え方もあろうかと思いますのでこの点について先ほどから御回答をいただいていないのでお願いいたします。

もう一点、先ほどの教育扶助を受けている方ですね、生活保護これが通学費については全額ということでありますけれども、これは国の就学援助制度のことを言っておるのかどうか、国の就学援助制度とすれば、その対象者の所得、標準世帯ではどのへんの程度のものをやっているのか、援助についても通学費だけではなくて多岐にわたっているわけですからその内容、それから現実に生徒、児童に対する受給率が何パーセントか、お聞かせ願いたいと思います。

○教育長（安田豊作君）　小学校については建てかえを検討したかどうか、これは御指摘のように一番先に検討いたしております。

西小の方を例に取りますと、一つの制限を加えますと、がけくずれ防止法、山がありますと山の高さの二倍離すということ、がけがあればがけから一・五離すと、そうしますと運動場のまん中に建ててもその条項にあてはまらない、場所がないということでございます。

それから、東小の場合はそういうがけはありませんけれども、現在五三㌫ですから非常に運動場が狭い。どうせこれが六十年、百年もつわけですからいいかげんの建て方ではいけないということから、敷地を探している間に、敷地を探すならば西岬中に行ってしまえば両方一緒になってしまう。こういう考え方に到達したというのがいままでの経過でございます。

ＰＴＡに話を先にすべきではないかと、ＰＴＡにはもちろんいままでも話をしておりましたし、今後も部落に話を進めると同時にＰＴＡにも話を進めるつもりでおります。同時に並行して進めていきたい。こういうことでございます。

就学援助でございますが、西岬の場合はパーセントちょっとここに出ておりませんが、保護が一名、準保護が七名、準保護と言われるものは学用品費として一万七千五百三十円、入学の生徒にはさらに一万六千百五十円の入学準備資金が対象になります。それから修学旅行費、修学旅行の実費でございます。校外活動費宿泊を伴うものでございますけれども、対象経費そこまでの行く旅費になります。通学費が六キロ以上の遠距離通学の子供でございます。それから給食は月三千円の年三万四千百円、そのほかに医者にかかった場合の医療費こういうものが同時に出ることになっております。その中の一部として通学費が該当になる。こういうことでございます。

（「対象の所得は」との声あり）

所得については制限はないようでございます。就学について困難だということで実際に学校と地区の民生委員が相談して館山の場合は決めております。

○一番（神田守隆君）　制限がないというのは非常に大変な問題だと思うんです。何らかの基準がなくて民生委員の判こ一つでできる、こういう話なんですか。民生委員自身の方がそういうことではお困りだと思うんです。何らかの基準がないということは、そんなばかな話はないと思うんですが、その結果、受給率は現在ど

ういうふうになっているか、全児童、全生徒に対して。

○教育長（安田豊作君）　準保護の場合は受給率が小学校の場合一・七％、中学校の場合が二・一％そういう数字が出ていますけれども、これはもちろん収入に影響、該当するといいますか、非常に影響を持つと思いますけれども、学業に不便を来していると認められた場合には支給するという、これが法の精神でございます。

○一番（神田守隆君）　通学費の負担の問題から通学援助制度の話に入ってきたわけですけれども、就学援助制度の趣旨というのは学業成績があるとか、ないとかそういうこととは一切関係のないことで、その子供が学校に通う上で当然義務教育では全額公費で持つのが本来の趣旨ですから、そういう中で父母負担そういうものを国でめんどうをみていくという制度だと思うんです。

　制限がないということで民生委員と相談した上でということですけれども、これはきわめて行政の怠慢ではないかということを率直に感ぜざるを得ないわけで、ちょっと古い資料ですけれども、私の聞いた話では三鷹市では年収四百三十万、標準世帯でその程度の家庭にはこの就学援助の対象になるんだ、こういう規定をされているわけです。各市町村によって二百七十万ということもけっこうあるようですが、この制度が非常に広範な方に適用できるわけです。制限がないこと自体、私大変おかしいし、ぜひそのへんについては積極的な検討をいただいて、国が半分見ようというんですから、検討願いたいというふうに思うわけですね。

　そういう中で、受給率が一・七とか、二・一というんでは、この制度があることも十分住民に知らされていない結果ではないかと思うわけで、行政のその点でも責任があろうかというふうに思うわけです。そういう問題をきちんとさせていくということが、通学費の父母負担の問題についても積極的な解決なり、住民との話し合いの上でも大きな理解を得られるという方向で進めるという内容にもなろうかと思いますので、ぜひそのへんの検討を願いたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○教育長（安田豊作君）　基準がないとさっき、申しわけありませんでしたが、認定について前年度また当該年度において十四項目の項目がありますけれども、それに該当した者についてという意味でございます。一は生活保護法について保護の停止または廃止になった者、それからずっと十四項目ありますが、最後の段階の十四段階にきて、経済的理由による欠席日数が多い者、こういう項目になるとやはり民生委員とか学校側のある程度の主観的なものになるかもしれませんけれども、判断によると言わざるを得ない。その他というのがありますから、そういうことで予算の範囲内において認可がくるということになろうかと思います。

○議長（石井　正君）　以上で、一番議員神田守隆君の質問を終ります。

　午前の会議はこれにて休憩し、午後一時再開といたします。

　午後零時十分　休　憩

　午後一時二分　再　開

○議長（石井　正君）　午後の出席議員数二十名、休憩前に引き続き会議を開きます。

　次、二〇番議員石井武敏君。

（二〇番議員石井武敏君登壇）

○二〇番（石井武敏君）　私は通告してあります数点にわたりまし

て質問したいと思いますが、まず第一点は、道路整備はどのように計画されているかという点であります。小さい項目としては、一、市道整備はどうか。二、通学路整備はどうか。三、生活道路整備はどうか。四、農業用道路整備はどうかという問題についてであります。

大きな項目の二点目としましては、市内の環境衛生管理はどのように進められているかという点でありますが、小さい項目としては、一、観光面からの衛生管理はどうか。特に海岸、海、河川等についてであります。二番目としましては、生活環境面からの管理はどうか。特に道路側溝等についてであります。

大きい三点目でありますが、海浜開発についてどのような計画があるかということでございますが、特に館山市海浜開発診断についてどのように考えるかという点であります。

四番目に、市内の諸施設の衛生管理はどのように対処されているかという点でありますが、特にこれはごみ処理場、し尿処理場についてであります。項目としては一、従事者に対しての管理はどうか。二、市民に対しての管理はどうかという点であります。

それから、大きな五番目としては、房総縦貫道路計画の推進については具体的にどのように期待していいかという点であります。

六番目としては、市内中小商店の育成についてどう考えるか、また商店会の育成についてはどうかという点であります。

まず、道路の整備の問題についてでありますが、市道の整備については、未舗装の部分は何路線、何メートルあるのか。そうしてその整備計画はどのように考えられているか。またすでに舗装されている市道の補修については、すでに耐用年数が過ぎて補修が望まれている個所も多くあろうと思いますが、どのような実施計画をお持ちか、お答え願いたいと思います。

通学路につきましては、種々な道路が通学路として認定されていると思いますが、これは市道あり、県道あり、農道あり、私道あり等々さまざまでありますが、学童の安全通学という趣旨から見ますと、できるだけ早い時期の整備が望ましいと思うのでありますが、通学路の総点検とか、危険個所のチェックとかこうした通学路に関しての具体的な取り組みはどのようになさってきているか、お尋ねするものであります。

また、一般に生活道路と言われるこの種の道路についても、どういう計画で定められておりますか、質問します。

農業用の道路につきましては、市としても限られた予算の中で少しずつ改善しているようでありますが、その進みぐあいから見て長期の計画になると思われますが、これも何年計画になるのかその内容を御説明願いたいと思います。

このように、道路整備は地域住民の要望によりまして順次改善されて行ってるのではないかと思われますが、部分的な低い次元の立場からでは全市的に見て遅れている地域と進んでいる地域との格差がはなはだしくなって開いてくるのではないかと思われますので、全市的な立場からの計画をお示しいただきたいと思うものであります。

次に、環境衛生管理の問題でありますが、観光面からの衛生管理はどうかという点でありますが、海岸の美化そうしてきれいな海、河川の浄化という点でありますが、まず、海岸の美化作業は具体的にどのように進められてきているか、御説明を願います。

また、きれいな海という点でありますが、海をきれいに保つということは工場の排水とか、し尿の海水への投棄とか、洗剤の流入とか社会的な問題を多く含んでおりまして、大変な努力のいるところでありますが、これは常に調査をし、研究をし、検討していく必要があろうと思われます。

海については、夏の前に行われる保健所の大腸菌群の調査だけでは全く対策としては不十分であると思います。この海を守る対策について市長はどのように考えておりますか、お聞かせ願いたいと思います。

また、河川の浄化についてでありますが、これは七月の一日から河川愛護月間が始まります。全国的にさまざまな行政が行われますが、梅雨末期の集中豪雨や夏の渇水期をひかえ、改めて河川の重要な役割を見直すのにちょうどよい機会であろうと思われます。

川と言えば、時代をさかのぼれば川の水はそのまま飲料水となり、田を潤し、物資を運びさらにそこに住む魚をとって生活していたなど、古くから河川と人間のかかわり合いは大変深いものがあります。しかし近年になりまして河川の汚濁は徐々に進行してまいりました。市内を流れているそれぞれの河川も水は生臭い状態からさらに悪化し、どぶ臭い状態になろうとしております。魚も死滅あるいは奇型化が進んでおります。

こうした状態の中で、注目に値する運動は、滋賀県での有燐洗剤禁止条例の制定であります。環境庁がまとめたところによれば都道府県の施設で有燐洗剤の禁止等を決めたところは、いままで三十六都道府県に上っていると言われております。

当市におきましても、三月の適告質問で行いました家庭用合成洗剤の使用禁止運動についてでありますが、その後最近各地域や団体でこの問題を取り上げてきております。そうしておのおの自主的な立場で運動を進めているところも見受けられるのですが、こうした運動の展開は市でリーダーシップをとっていくのが望ましいと思うのであります。各団体まかせでは能率が上らないと思います。この点はどのように考えますか。

また、生活環境面からの衛生管理については道路側溝等の衛生処理でありますが、市で購入し使用している側溝清掃車は現在どのように運行しているか、説明を求めます。

次に、海浜開発についてでありますが、これは館山市海浜開発診断がパシフィックコンサルタント株式会社によりまして、昭和五十三年八月に市に報告をしています。この中に海浜公園化構想が策定されておりますが、それは次のようになっております。つまり、一、北条、館山海浜公園施設構想、二、館山ヨットハーバー施設配置モデルプラン、三、平砂浦リゾートランド施設配置構想、四、沖の島公園構想、五、洲崎灯台下公園構想、六、西岬地区別荘、保養所エリア、バンガローパークの構想それらの計画から成り立っておりますが、これは市が依頼して診断させた海浜開発の将来図でありますが、市長はこの構想に関してどのような意見をお持ちでしょうか、お尋ねをいたすところのものであります。

次に、市内の諸施設の衛生管理はどのように対処されているかという問題でありますが、これはごみ焼却場、し尿処理場の衛生管理を特にお聞きしたいわけでございますが、まず、従事者の立場から見た場合でありますが、労働安全衛生法三条の中に事業所

の責務として次のようにうたわれております。

第三条「事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な作業環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。」というようにあります。これは法の最低基準を守るだけではなくさらに快適な作業環境の実現を考えていきなさい。あるいは労働者の安全と健康を確保しなさいというように、この点についての事業者の積極的な姿勢をうながしている条文であります。

当市としては、どのような配慮のもとにこれらの衛生管理がなされているでしょうか、お答えを願いたいと思います。

あわせまして、市民の側に対しての管理でありますが、これらの諸施設の市民に与える悪臭、それに関する公害についてどのような衛生管理がなされてきていたのか。あるいはまたこれからなされていくのかをお尋ねしたいと思います。

次に、房総縦貫道路計画についてでありますが、この計画が県の計画にうたってあり、五十六年から新計画に入るというように言われておりますが、おそらく計画の推移から判断をいたしますと、一、基礎的な調査、二、道路を通す地形の調査、三、地質の調査、四、路線の検討等おそらく五十六年度あたりから次第に具体化をされていくということが予想をされます。

この点につきまして、去る三月定例会の市長の答弁は、本市としては計画の推移を見きわめながら、県等の関係機関と十分に連携、協議をしていく旨が述べられております。市長は積極的な姿勢で取り組みを強調させておりますが、この計画の具体性について市長はどのように受けとめ、期待をなさっているのか。計画の具体性というのは何年ぐらいに具体的作業がかかれるであろうとか、どの程度の規模の幅員、路線の長さが考えられるであろうとか、あるいは房総に南下する道路はどの地点からどの地点になるであろうというような具体的構想になる時期はいつ頃と見ているか等々でありますが、その所見をお聞かせ願いたいと思います。

次に、市内の中小商店の育成あるいは商店会の育成についてでありますが、現在市内の卸、小売業者は五十四年度の商業統計調査によりますと一千八百二十店あります。従業者は六千九百四十七名となっております。最近、大型スーパーの進出や発展により まして、商業上の摩擦が取りざたされております。小売店の持つよさ、またスーパーの持つよさというようにおのおの特色を持っているわけでございます。しかしその特色が生かされずにいたずらに商品の安売りにのみ走っている傾向が特に目立つわけでございますが、各商店会を軸にしまして、各商店に個性ある商店経営をうながしながらリードしていく必要があるように思われますが、市長の商店及び商店会を育成していく施策の中には具体的にどのようなものがあるかを御答弁を願いたいと思います。

以上でございます。あとは答弁により再質問をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

（市長半澤良一君登壇）

○市長（半澤良一君）　石井武敏議員の御質問にお答えいたします。

大きな第一点、道路整備はどのように計画されているか。その小さな一点、市道整備はどうかという御質問でございますが、市

道の整備につきましては、逐次年次計画に従って進めておりますが、昭和五十五年四月一日現在の市道は八百五十路線で総延長四百十七・七〇キロメートルでございます。うち舗装延長は二百十三・七五九キロメートル、舗装率五一・二%で、未舗装市道は二〇三・九四二キロメートルございます。この未舗装市道のうち自動車通行不能すなわち幅員一・四メートル以下の道路は百六十五・八三キロメートルございます。これを除きますと三十八・一〇六キロメートルが現在舗装化を望まれている市道でございます。なお、自動車通行不能道路を除きますと、舗装率は八五%を占めております。この未舗装市道の整備につきましては、毎年約五千メートル程度の舗装を実施していくよう考えております。また、すでに舗装されている市道の舗装補修についても毎年約四百メートル程度を実施していく計画でございます。

小さな第二点、通学路整備はどうかという御質問でございますが、通学路の安全点検につきましては、各学校ごとに交通安全主任が中心となりまして、学区内の通学路のチェックを定期的に実施しておりまして、現在のところ緊急に整備の必要な個所はございません。なお、主要通学路につきましては交通指導員を配置して児童生徒の交通安全を図っております。

小さな第三点、生活道路整備でございますが、生活道路につきましては道路用地を市に寄付願い、市道への編入を図るなどいたしまして、また舗装資材を地元に支給をいたしまして、労力の提供を受けて施行するとか、工事についても地域の実情にあわせて地域住民の協力を得て実施しております。また今後もそのように進めてまいりたいと考えております。

農業用道路整備につきましては、現在農業用道路等の補修整備について農業用施設等補修用原材料の交付と小規模土地改良事業で対応しており、この事業の実施については事前に地元農家組合と協議の上実施をいたしております。農道整備については市内に数多くの農道があり、特に農道の整備計画はありませんが、地元の要望により年度ごとに協議の上実施をいたしていく方針でございます。

質問の大きな第二点、市内の環境衛生管理の問題でございますが、その小さな第一点、観光面からの衛生管理はどうかということでございますが、御案内のように館山市を訪れる観光客の約五〇%が夏季の海水浴客でございます。年間常に海浜をきれいにしておくことはなかなか困難でございますが、従来から地域住民の積極的な清掃奉仕に加え、市としても前年度は約二千人清掃人夫を雇用いたしまして清掃体制をとっておるわけでございます。

本年度の海岸美化作業は、従来の方法に加えましてビーチクリーナーを購入いたしまして、より一層の美化を図り、危険のない海岸といたしたいと考えております。

さらに、夏季におきます海岸周辺に発生する多量のごみ収集対策については一週六日収集を目途に環境美化に努め、きれいな海岸、よい海のイメージアップを図ってまいりたいと考えております。

また、きれいな海の対策といたしまして、海を守るということでございますが、海の汚染の原因は工場排水、生活排水、汚染物質の不法投棄等いろいろあるわけでございますが、当市の場合、最も大きな原因となっているのは生活排水であると考えます。

この対策として、最善の方法は公共下水道及びその終末処理場を完備することでございますが、そのためにはかなりの年月と財源が必要であることは御案内のとおりでございます。それらが整備されるまでの間、当面の対策としてし尿浄化槽に対する指導強化、洗剤の適正使用に対するＰＲ強化等を積極的に進めていく考えであります。さらにあわせて不法投棄の防止についても努力してまいりたいと考えております。

河川浄化につながる洗剤の適正使用について、その運動の進め方をどのように考えているかという御質問でございましたが、もちろん当市といたしましても、各団体の運動にまかせるのみでなく、広報をはじめいろいろの機会をとらえ積極的にアピールしていく考えでございます。

生活環境面からの管理はどうかという御質問でございますが、側溝清掃車は原則として年間計画に従って運行するようにしておりますが、途中各地区から飛び入りで清掃要請が出てまいります。その場合は担当職員が現地を調査し、緊急度の高いものであれば間に入れて作業を実施するようにいたしております。

質問の大きな第三点、海浜開発の計画についての御質問でございますが、当市の自然に恵まれた海浜である観光資源を活用し、健全な地域産業の振興、育成を意図いたしまして、またレクリエーション都市としての機能更新を目的とし、海浜開発診断を実施したところでございますが、報告書にありますように、それぞれの事業につきまして自然環境の保護、地域社会との融和、地域開発効果の高いレクリェーション機能の配置、レクリェーション空間と都市空間との融和等開発のためのいろいろの課題をいただいているところでございます。事業プログラムの提言にありますように事業効果、財源等十分検討の上、ステージプランを策定し、公共主導により行い得る事業から実施してまいりたいと考えております。

なお、五十四年度より五ヵ年計画で沖の島公園の整備を図っているところでございますし、さらに現在西岬平砂浦地域の内陸レクリェーション基地に花畑を検討中でございます。

第四点、市内の諸施設の衛生管理についての御質問でございますが、小さな一点、従事者に対する管理でございますが、従事者に対しましては、当然のことながら快適な作業環境の中で快適に業務を処理してもらいたいという考えに立ちまして対処しているわけでございますが、御承知のとおり両施設ともに老朽化、能力不足という問題があり、なかなか思うようにいっていないのが現状でございます。これを解決するためには一日も早く新しい施設をということで鋭意努力をいたしているところでございます。それまでの間は従事する職員の意見を聞きながら、少しでも改善できることは実施してまいりたいと考えております。

市民に対する管理ということでございますが、市民に対してはいずれの施設も周辺へ迷惑をかけないということを第一義に考え作業にあたっております。さらに施設周辺の住民の方々とはいつでも話し合いのできるような体制もできておりますので、不備な点はその都度協議して解決してまいります。

大きな五点、房総縦貫道路計画の推進についてでございますが、この計画は将来の東京湾横断道路の建設を受けて、県内における道路網整備の一環としての計画でございます。

現時点では、どこの地点からどこの地点へ、またどの程度の内容、規模でというような具体的な計画としては示されてはおりませんが、将来横断道路建設に関連して木更津、茂原間の道路を整備し、その道路のいずれかの地点から南房総に抜ける縦貫道路としての計画であると承っております。

したがいまして、いますぐに事業化という計画ではありませんが、南房総の発展要因の一つといたしまして、道路網の整備がきわめて重要でございますし、一方県の長期計画また五十六年度からの新五カ年計画にも位置づけられるとも考えられますので、本市といたしましても、横断道路計画の推移を見きわめながら、関係機関との連携や、情報を十分把握し、その実現に努めてまいりたいと考えているわけでございます。

大きな第六点、市内の中小商店の育成について、また商店街の育成についての御質問でございますが、大型店の出店にまつわる小売店との販売合戦は御指摘のとおりでございます。大型店の出店によって大きな打撃を受けるものは中小小売店でございますが、消費者の利益促進を配慮しながら、大型店の小売活動を調整するため、いわゆる大店舗法が施行されているところでございます。本市といたしましても、これが法律の趣旨に沿い対応してまいりたいと考えております。

商店あるいは商店会の具体的な育成につきましては、魅力ある商店街づくりを目指しまして都市開発を行いたいと思いますし、また商店に対する各種制度融資あるいは街路灯の設置推進あるいは商工会議所を通じまして小規模事業の経営または技術の改善指導を今後も続けていきたいと思います。

また、商工業の振興を図るため、館山市近代化青年研究会を育成しているところでございますが、こうした諸施策を今後も講じながら、商業経営者自身の経営努力と相まって個性的な店舗の実現あるいは商店街の実現を期待しているところでございます。

以上、答弁を終ります。

○二〇番（石井武敏君）　ただいま質問の諸点につきまして御答弁をいただいたわけでございますが、なおかつ再質問に入りたいと思います。了承できた部分とまだちょっと不明瞭というふうに受け取った部分もありますので、再質問したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

道路の問題でございますが、御答弁の中に生活道路の改善は希望によって市道に編入していくというお話がありましたけれども、市道に編入する際の市道の認定の基準をひとつ明らかにしておいていただきたいと思うわけでございます。と申しますのは、非常に市道に編入してもらいたいという要望が各所で多くあろうと思われるわけでございます。現在当市に寄せられました市道編入の希望数はざっとどのくらいの路線が寄せられておりましたか、御答弁をお願いしたいと思います。

それから、通学路の認定でありますが、ただいま御答弁によりますと、学校ごとの交通安全委員を設けてそれぞれ通学の安全に供しているという御答弁がありましたけれども、通学路の認定については交通安全委員会が協議して、教育委員会が認定されているのでしょうか、どういう順序でだれが認定しているのか、示していただきたいと思います。以上が道路の問題についてでございます。

次に、環境衛生の問題でありますが、これは特に夏季の客を対象とした海岸の美化清掃は、本年度ビーチクリーナーを加えることによりはるかにこれは効果的に、効率的にこの作業は進められていくのであろうと思われます。

先般、この点につきまして、ビーチクリーナーの稼働計画につきまして質疑のやりとりがあったように記憶しておりますが、その際の答弁の中にどういう計画で、どういうふうにこれを活用していくのかという答えがなかったと思いますので、この際それを明らかに、夏の美化清掃に処してまいりたいと思いますので、この点を明らかにしていただきたいと思うわけでございます。

それから、生活雑排水の流入によって河川、海のよごれ、これが当市の川、海のよごれの大きな原因であるというように答弁の中でもはっきり指摘がなされたわけでございますが、公共下水道をつくれば一番いいわけでありますが、これが現在予算規模の関係で思うにまかせない。いわゆるできる範囲の対処をしてまいりたいという答弁でありましたが、生活の雑排水の中の有害なものと言えば、先般通告質問をやはり行いましたけれども、いわゆる家庭用の洗剤ですね。この洗剤の中の燐が害になるということであって、このへんに対する対処の仕方が、各団体に広報等をもっていろいろな機会をとらえてやっていくというような答弁でありますけれども、なんか海を守るという市長の施政方針演説の中に毎回、毎年海のことは上ってくるわけでありまして、それほど海と当市のかかわり合いというのは非常に深いわけであります。そのかかわり合いが深いわりあいには、県からの通達の受けとめ方が、有燐洗剤の使用禁止の運動の展開にしろ、そういったものに対する強い姿勢があまり見受けられないような気がするわけでございますが、これはただ各団体にいろいろ機会を設けて広報宣伝してまいるということだけでは、なんか不十分のような気がしますが、これ以上の対策とか、考えというものはないのか、そのへんお聞かせ願いたいと思うわけであります。

それから、海浜開発につきましてでございますが、これは昭和五十三年八月に館山市海浜開発診断報告書というのができ上っているわけでございます。おそらくこれは市の立場としてこれから海浜を、特に海を中心とした海浜公園とか、あるいはヨットハーバーとかいろいろな問題もありますが、そうした点でどのように開発をしたらいいかということの目安としてこの診断を頼んだと思いますが、確かにこの診断書を見ますと、非常に規模も大きい、市独自でできない、住民とのからみ合いで実現がむずかしいのではないかと思われるような計画もありますが、海浜開発というのは先ほど市長が答弁しておりましたように、ステージプランを作成するというように言っておりましたけれども、要するにこの診断書をもとにして、市として実現可能なプランをつくるか、あるいは長期的なプランをつくるか、そういうことであろうと私は受け取っておりますが、そういう受け取りでよろしゅうございましょうか。

いわゆる答弁によりますと、沖の島あるいは部分的にそういうように進められておるようでございますが、これは館山市全域の海浜開発という面で計画書はどうしても必要ではなかろうか、館山市としての将来計画は立てるのが当然であるように私は思うわけでございます。その点市長のおっしゃったステージプランを策

定すると言った答弁は、この報告書をもとにして別に計画をつくっていこうとしているのかどうか、そのへんをお伺いしたいと思います。

それから、衛生安全管理体制でございますが、これは労働法に基づきましてどのようにこれが進められているかということを確認しておきたいと思うんですが、まず労働安全衛生法の第三章の安全衛生管理体制の条文にこのようにあるわけです。

第十条「事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、労働省令で定めるところにより、総括安全衛生管理者を選任し、その者に安全管理者又は衛生管理者を指揮させるとともに、その業務を統括管理させなければならない」というように、総括安全衛生管理者を選任しなければならないということになっております。当市の場合、これはどなたがなっておるのでしょうか。そうしてその管理者のなすべきことは「一　労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。二　労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。三　健康診断の実施その他健康管理に関すること。」等々となっているわけでございます。この点はどうなっておりますか、お尋ねいたします。

それから、衛生委員会についてでございますが、これは第十八条にこのように定められております。「事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、次の事項を調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるため、衛生委員会を設けなければならない。」とあります。衛生委員会の任務としましては「一　労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。二　労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。三　前二号に掲げるもののほか、労働者の健康障害の防止に関する重要事項」こういうようになっておりますが、実際的に当市の衛生委員会が具体的にどのようになっておりますか、設けられておりますか、お尋ねをするものであります。

それからもう一点、中高年齢者等に対する配慮という条文がありますが、これは第六十二条でありますが、「事業者は、中高年齢者その他労働災害の防止上その就業に当たって特に配慮を必要とする者については、これらの者の心身の条件に応じて適正な配置を行なうように努めなければならない。」というようになっておりますが、当市におきます中高年齢者最高何歳の人が就業しているかを教えていただきたいと思いますし、中高年齢者における配慮をお聞かせ願いたいと思うわけでございます。

それから次に、房総縦貫道路でありますが、ただいまの御答弁は三月の市長の答弁の域を出ていないものでありますが、これは無理なかろうと思います。これは市で策定している計画ではありませんので、受け身の計画でありますから、国が決めてきてからそれを受けることになっておりますから、答弁としては具体的な計画を求めるのは無理かもしれませんが、ただ私が申し上げたいのは、市長の施政方針演説にもはっきり明記されておりますし、何としても房総縦貫道路は必要だから推進していくんだという、推進に対する姿勢がはっきり打ち出されておりますので、これをただ単に国がやるものではなくて、市が積極的に参与し、協力し参加していくという姿勢がうかがわれるわけでありますので、質問しているわけでございます。

たとえば、国道一二七号線バイパスのように、これも国の事業

であります が、かなりの抵抗があって非常に難行している面があるわけでございます。この問題は住民サイドの折衝においてかなり難行しておりまして、住民の協力を得ながら推進しますという姿勢をはっきり市長も打ち出しているわけでありますが、おそらくこういった住民パワーといいますか、住民に対する姿勢というものを今回の縦貫道路におきましても明確にしておかないと、後手になってしまったんでは、よけい計画くずれになるんではないかという懸念があります。このへんについてどのように考えますか。

私は、基本的に一二七号線バイパスは、これは国道の路線のある程度の変更であると思うし、縦貫道路はそれとはかかわり合いのない背骨道路ということで、房総半島の中央を南下してくる道路であろうと、関係のない道路として取り上げているわけでございますが、このへんの対住民の理解を求めるというけれども、これが知らない間に線引きされていたとか、さまざまな問題が問題が起こってくるような感じがしますので、そのへんの基本的な考え方をこの際、房総縦貫道路を推進するんだという態度を決めている以上は明らかにしておいていただきたいと思うわけでございます。

それから、商店と商店会についてでございますが、これはただいま御答弁にありましたけれども、大変むずかしい問題ではありますが、しかしどうしてもやらなければならないような問題であろうと思います。といいますのは、ここ四、五年館山市内の商業地図というのは著しく変わってくるんではなかろうかと思われます。どのように変わってくるかと申しますと、すでに調査を当局の方でもされておると思いますが、大型店舗が四店舗ほどできるんではないかというようにうわさされ、また計画もされているようでございますので、ここ四、五年おそらく五年後には商業地図というのは大きく塗り変えられてくるんではないか。

そこにおきまして、市の立場として先ほど答弁にもありましたけれども、消費者の利益を守りながら、各商店と大型店を円滑に経営がなされていくように配慮していくということに尽きるわけでございますが、その対策として挙げられている項目としては、魅力ある経営を目指す組織をしていきたいというように答弁がありましたが、具体的にはどういうことを指しているんでしょうか、お尋ねいたします。

以上、再質問いたします。

○経済部長（山田俊康君）　市道への編入希望数ということでございましたけれども、過去市道に編入を希望したものは、市が立案したものはございましたけれども、市民から直接建設課等にあったものはございません。

それから、市道の編入基準でございますけれども、特に基準というものを設けてあるわけではございませんけれども、現実の問題として建築基準法等からおしますと、最低幅員は四メートルということになろうかと思います。

それから、ビーチクリーナーの稼働計画ということでございますけれども、盛夏中には砂浜にはたくさんお客さんが入りますので、毎日早朝ということで計画を立てております。海浜のよごれの状態に対応して遅行したい。全市的にこれは清掃にあたりたいというふうに考えております。

それから、海浜開発について御質問ですけれども、市長から申し上げましたように事業効果、財源等十分検討の上と申し上げてございます。県の計画あるいは国の計画等を伴うものもございます。補助金等の関係もございますので、そのように申し上げたわけでございます。段階計画を作成して、特に公共主導によって行い得る事業から実施していくというような考え方でございます。

○市長公室長（汐崎政光君）　縦貫道路につきましては、先ほど市長申しましたように、現在の段階ではどの地点からどの地点へどの程度の内容、規模であるのか、こういった点がはっきりしないわけでございます。こういった状況の中にありましては、できるだけ早く情報をキャッチしまして、それに対応する処置を考えてまいりたい。このように考えております。

○民生部長（鈴木　力君）　洗剤の適正使用についての運動の進め方でございますが、最近の目標といたしましては、燐削減対策の一環といたしまして石けんまたは無燐洗剤の使用を目標としまして、市民の環境保全の高揚を図るための自発的な市民運動を期待しながら、まず市といたしましては、広報媒体を通じまして洗剤に関する正しい知識の普及と、石けんまたは無燐洗剤の使用について啓発を行っていきたい。このように考えております。特に七月発行いたします広報にこれらの点につきまして掲載いたしましてアピールしたい。このように考えております。

それから、推進体制といたしましては、市内の各団体または地区のコミュニティ活動の中で自発的にテーマとして取り上げていただくような醸成を図りたいと考えております。団体におきましては民宿組合等におきましてすでに合成洗剤の使用というものをやめるということを申し合わせをしております。また市内の販売業者十五店に対しまして商工観光課を通じまして、店頭へ無燐洗剤または石けんのある場所の表示というものを掲示をしていただくようにお願いをいたしてございます。その他販売業者の無燐または石けん等の売れ行き等の調査も実施しておりますが、今後特に市民への積極的なＰＲを実施したい。このように考えております。

○総務部長（石田雄一君）　私の方から労働安全衛生法に基づきますところの総括安全管理者、それから市の衛生委員会、次に高齢者職員の配置につきまして答弁を申し上げますけれども、まず最初の総括安全管理者でございますが、現在市の清掃関係の職員この規模の問題からしまして、これを置く規模が清掃百人以上、その他一千人以上ということで、この設置についての該当がございません。

それから、衛生委員会でございますけれども、現在市の衛生委員会が設置されておりまして、その構成を申し上げますと、使用者の代表委員でございます五名、これは市長の選任に基づくものでございます。それから職員の代表委員といたしまして四人、これは組合の推せんに基づきまして出てくる、以上九人によりまして設置されておりまして、定例的に四半期に一ぺんぐらいの会議を開催するわけでございますが、本年はすでに五月十日に第一回の定例委員会を開いてございます。各種施設にまたがりますところの労働環境衛生に関すること、あるいは作業条件、施設等の衛生改善に関します事項、その他といたしまして市長または職員側で必要と認める事項、会議事項といたしましてはこういったもの

を協議していくというものでございます。現在、健康診断、血圧測定、尿検査あるいは破傷風予防接種等々を通しましての分析も行っているわけでございます。

それから、高齢者の職員の配置状況でございますが、現在現場でございます正木処理場の方に五十九歳の方が二人おりまして、この職員につきましては極力重労働といいますか、危険な作業から遠ざけておりますけれども、今日かま場等の労力を要する配置は一切避けているということで指導しております。

それから、ちょっと漏れましたけれども、労働法に基づきます管理体制の件でございますけれども、安全管理者は一名正木処理場の方に配置してございます。それから衛生管理者といたしまして保健課の保健婦を一人充てております。それから産業医でございますけれども、市内の内科でございます中村医師を委嘱してございます。

○二〇番（石井武敏君）　市道の認定につきましては基準がないということで、幅員が四メートルということだけでございます。もし基準があるとすれば、これは市道の編入は市としても積極的に行っていく方針であるというように受け取ってもよろしゅうございますか。

それから、環境衛生の点でございますが、これは家庭用洗剤の有燐洗剤の使用禁止については今後も積極的に取り組んでいかれるように望みます。

三番目の市の観光施策でございますが、これはぜひとも市として長期的なプランが必要であろうと思われますので、その点の計画をひとつお願いしたいと思います。

それから、衛生管理の問題でございますが、衛生委員会からの報告は具体的にどういう報告がありましたか、お知らせを願いたいと思います。

また、縦貫道路につきましては、できるだけ早くその内容をキャッチして対応していくという答弁がありましたので、一応了承したいと思います。

それから、商工業関係の質問でありますが、これは当市に大店舗の指導要綱があります。これは三百平方メートル以上の売り場面積に対して規制をするという指導要綱でございますが、ぜひともこの要綱を生かしきっていただきたいということを申し添えます。

以上、何点か質問いたします。

○経済部長（山田俊康君）　言葉が足りなくて申しわけありません。市道の編入基準ということで、基準として制度化してはございませんけれども、現実の問題として市が編入にあたって考えていることをちょっと申し上げてみたいと思います。幅員は四メートル以上、県道あるいは市道、主要な市道へと連絡する道路というようなことを考えております。ですから一軒や二軒のための袋小路的のものについては市道編入というのはちょっと無理であろう。このように考えております。

○総務部長（石田雄一君）　衛生委員会の事業の内容報告でございますけれども、今回は年度当初でございまして、一部委員の異動もございました。その関係の件。それからこれは毎年実施しておりますけれども、長期療養者の調査の結果でございまして、このへんの数字的な報告並びに分析を行ったわけでございます。

○二〇番（石井武敏君）　道路の問題につきましては、その都市がどの程度発達しているかということは、その道路を見れば大体判断ができるわけでございます。いわゆる市街地を中心としまして道路網がどのように整備されているか、その都市の発展の度合いというのが道路を見ますと明確になりますので、その点これからひとつ力を入れてやっていただきたいと思います。

終ります。

○議長（石井　正君）　以上で、通告者による一般質問を終ります。

散　　会　午後二時　散会

○議長（石井　正君）　本日の会議はこれにて散会といたします。

次会は七月一日午前十時開会とし、その議事は各議案の審議といたします。

○本日の会議に付した事件

一、行政一般通告質問